

事務連絡
令和2年8月 日

関係事業所 様

北中城村役場 福祉課
課長 喜納 啓二
〈公 印 省 略〉

(令和2年8月) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等の取扱いについて
(その2)

標記のことについて、令和2年8月1日に沖縄県より緊急事態宣言が発出された事に伴い、保育所・幼稚園・学校等において、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から分散登校等の対応が取られていることに鑑み、障害児通所支援等について下記の内容の取扱いを適用する事とします。

●障害児通所支援等の平日における休業日単価の取扱いについて

適用期間：令和2年8月11日 ～ 令和2年8月28日

●障害児通所支援の支給決定量の増量について

適用期間：令和2年8月提供分

【支給決定量の増量に関する留意事項】

- 1、障害児通所支援の支給量の増量については、利用者（保護者）から村役場 福祉課に事前の申し出が必要です。
- 2、日中一時支援事業等の障害児通所支援以外のサービスの支給決定がなされている場合は、それらの利用できるサービスから利用を行い、なお支給量が不足する場合において支給量の増量を認めます。（特別な事情等がある場合は村役場までお問い合わせください。）
- 3、利用者（保護者）が村役場に申し出た後、障害児通所支援の支給量の増量が認められた場合、支給量変更等の申請書の提出は不要です。

なお、増量に関する決定通知書及び受給者証の発行は行いませんので、関係事業所様に置かれましては、利用者（保護者）と共に村役場へ増量の可否についての確認もお願い致します。

問い合わせ
北中城村役場 福祉課 社会福祉係
担当：大城
TEL：098-935-2233（内線 254）
FAX：098-982-0345